（監事用）

就任承諾書（兼誓約書）

私は、社会福祉法人旭会の監事に選任されましたら、就任することを承諾します。

併せて、就任に際し、私は、以下の要件を満たしていることを誓約します。

なお、この記載事項について変更が生じた場合は、遅滞なく報告します。

１ 社会福祉法第４４条第１項により準用される社会福祉法第40条第１項各号の欠格条項に該当しないこと。

２ 各役員（候補者含む）に関し、社会福祉法及び同法施行規則等に定める親族等特殊関係者が含まれていない又は上限数を超えて含まれていないこと。（※）

３ 暴力団員等の反社会的勢力の者に該当しないこと。

（※）親族等特殊関係のある者が法令等に定める上限数を超えない範囲で含まれる場合は、以下に氏名と関係を記載してください。（例：理事○○○○が配偶者）

[任期]

令和７年開催の定時評議員会の終結の時から令和９年開催の定時評議員会の終結の時まで

社会福祉法人旭会 理事長 殿

令和７年　　 月　　 日

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

≪欠格事項抜粋≫

社会福祉法

(評議員の資格等)

第40条 次に掲げる者は、評議員となることができない。

（１）法人

（２）心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの（精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）

（３）生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

（４）前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

（５）第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

（６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

２ 評議員は、役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。

３ 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない。

４ 評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

５ 評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

（役員の資格等）

第44条 第40条第1項の規定は、役員について準用する。

２ 監事は、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。

３ 理事は6人以上、監事は2人以上でなければならない。

４ 理事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。

（１）社会福祉事業の経営に関する識見を有する者

（２）当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者

（３）当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者

５ 監事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。

（１）社会福祉事業について識見を有する者

（２）財務管理について識見を有する者

６ 理事のうちには、各理事について、その配偶者若しく3親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊関係がある者が3人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び3親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

７ 監事のうちには、各役員について、その配偶者又は3親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

社会福祉法施行規則

第2条の6の2 法第40条第1項第2号（法第44条第1項、第46条の6第6項及び第115条第2項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定めるものは、精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。